

新型コロナウイルス感染症の影響による 休業や失業で、生活資金にお困りの方々へ

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入減少があった世帯の生活費等の資金需要に対応するため、生活福祉資金貸付制度の緊急小口資金及び総合支援資金（生活支援費）について、特例貸付を実施しています。

○申込受付開始日：令和2年3月25日（水）

○申請方法：お住いの区市町村社会福祉協議会へご相談ください。
（武蔵村山市民の方は、武蔵村山市社会福祉協議会にまずはお電話ください。
電話番号 042-566-0061）

○ご用意いただく書類：

- ・本人確認書類（健康保険証・運転免許証・パスポート・住基カード等）
※外国人の場合は、在留カードの写し
- ・住民票の写し（世帯全員が記載された発行後3か月以内のもの）
- ・預金通帳の写し（振込口座の名義、口座番号がわかるもの）
- ・印鑑

*貸付には審査があり、申込から送金まで時間がかかることがありますので、ご了承ください。

詳しくは東京都社会福祉協議会のホームページをご覧ください。

<https://www.tcsw.tvac.or.jp>